

指定管理者制度の導入について

経緯

平成 15 年 9 月に施行された改正地方自治法によって、公の施設の管理運営について、これまでの「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入されました。

これまで公の施設の管理運営の委託先は地方公共団体の出資法人や公共的団体などに限定されていましたが、この制度改正によって、株式会社等の民間事業者も公の施設の管理運営を行うことが可能となりました。

徳島県では、平成 16 年 10 月に指定管理者の指定の手続等を定めた「徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）」を制定するとともに、「公の施設改革推進指針」に沿って各施設の見直しの方向性を導き出すなかで、指定管理者制度を導入する施設の選定を行い、平成 17 年 6 月県議会において、制度導入予定の 30 施設についての設置管理条例の改正（制定）が可決されたところです。

制度の概要

管理委託制度（従来）

- 管理受託者（以下の者に限定）
 - ・ 地方公共団体が 1/2 以上出資している法人
 - ・ 公共団体
 - ・ 公共的団体
- 管理の内容
 - ・ 地方公共団体の管理のもとで委託された管理業務を執行（施設の管理権限は地方公共団体が保有）

指定管理者制度（H18～）

- 指定管理者（特段の制限なし）
 - ・ 法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定（営利企業や N P O による施設管理が可能）
- 管理の内容
 - ・ 条例に規定された管理業務の範囲において管理を代行（施設の管理権限を指定管理者に委任）

スケジュール

平成17年 7月～ 9月	各部選定委員会の設置、募集要項等の公表、申請の受付
平成17年 9月～11月	選定委員会による審査、結果の公表
平成17年12月県議会	指定管理者指定議案・債務負担行為議案の可決
平成18年 1月～	指定管理者との協定の締結、業務引継
平成18年 4月	指定管理者制度スタート

指定管理者制度を導入する施設

平成17年2月の「リフレッシュとくしまプラン推進委員会」において、公の施設改革推進指針に基づく「公の施設見直し状況」として、直営24施設、管理委託35施設を対象に、必要性、効率性、有効性の視点から施設ごとの見直しの方向性が示されています。

その中で、管理委託から指定管理者制度に移行する施設は27施設となっていますが、12月県議会における指定管理者の指定に向けて、公募等の作業を進めている施設の状況は、別紙1のとおりとなっています。

●対象施設

公の施設改革推進指針に基づく見直しを通じて導入することとした施設

27施設の内、海南野外交流の郷は地元自治体への移管についての協議を進めており、県営住宅については改正公営住宅法に基づく管理代行制度の適用を検討していることから、この2施設については取り扱いを保留しています。

公の施設評価対象外施設で導入することとした施設

保健福祉部で施設の見直しを進めていた2施設（軽費老人ホーム千秋園、ライトホーム）、オープンして日が浅かった施設（鳴門ウチノ海総合公園）、公園内のほとんどの部分が直営施設である施設（文化の森総合公園）、来年度新たに設置を予定している施設（障害者交流プラザ）の計5施設を対象に加えました。

合計30施設（複数の施設をワンセットで管理させるものもあるため23施設群）

●公募の有無

原則として公募ですが、青少年センターと軽費老人ホーム千秋園については、2～3年以内に機能転換又は廃止を予定しているため、特に現行管理委託団体を指定管理候補者とします。

●指定期間

指定期間については、施設の維持管理業務が主たる場合は3年、企画事業等が相当のウエイトを占めノウハウの蓄積や人材の育成に期間を要する場合は5年とします。

別紙 1 指定管理者制度を導入する施設

【公の施設改革推進指針に基づく見直しを通じて導入することとした施設】			
施設名	公募の有無	指定期間	利用料金制の導入
青少年センター（平成20年度から休館し機能転換を図る）	×	2	
郷土文化会館	○	5	○
文学書道館	○	5	
佐那河内いきものふれあいの里	○	3	
総合福祉センター	○	3	○
あすたむらんど徳島	○	5	報奨金制度
アスティとくしま	○	5	報奨金制度
渦の道＆大鳴門橋架橋記念館	○	3	○
美馬野外交流の郷	○	3	○
出島野鳥公園	○	3	
腕山放牧場	○	3	○
神山森林公園	○	3	
高丸山千年の森	○	3	
富田浜第一駐車場＆富田浜第二駐車場＆幸町駐車場	○	3	○
蔵本公園＆鳴門総合運動公園＆中央武道館	○	5	
日峯大神子広域公園＆文化の森総合公園	○	3	
借上公共賃貸住宅	○	3	報奨金制度
埋蔵文化財総合センター	○	3	
藍場町地下駐車場＆松茂駐車場	○	3	○
（海南野外交流の郷は地元自治体への移管について協議中である。また、県営住宅は改正公営住宅法に基づく管理代行制度の適用を検討している。）			
【公の施設評価対象外施設で導入することとした施設】			
施設名	公募の有無	指定期間	利用料金制の導入
軽費老人ホーム千秋園（平成20年度末で廃止）	×	3	
ライトホーム	○	3	
鳴門ウチノ海総合公園	○	3	
障害者交流プラザ	○	3	○
（文化の森総合公園は日峯大神子広域公園とワンセット）			

利用料金制：施設使用料を指定管理者の収入とするとともに料金設定の自由度を高めることにより（条例で枠組みを定めて実施料金は指定管理者が県の承認を受けて定める）事務の効率化とあわせて指定管理者による創意工夫の幅を広げようとするもの

報奨金制度：料金収入アップとは異なる角度から成果指標を設定し、その達成度に応じてインセンティブ等を与えるもの

統一的な運用を図った点

【応募団体の資格について】

- 原則として「徳島県内に主たる事務所（本店）を置く法人等」としました。
県内に本店を置く事業者に限定した理由等
地域の課題に地域の力で対応したいこと。
「徳島県経済再生プラン」の趣旨に沿って県内企業の受注機会の確保や雇用の維持を図りたいこと。
県外企業が県内企業とタイアップ（県内企業が主たる役割を担うことが前提）して応募することは可能であり、県外企業の参加の道が完全に閉ざされているわけではないこと。

【指定管理料について】

- 指定管理者制度については、利用者に対するサービスの向上とあわせて、管理経費の縮減を目的とするものであること等から、「現行の管理経費の縮減が図られること（県全体として平成１７年度当初予算額と比較して少なくとも１割程度は縮減）」を前提として提案を募ることとしました。

【公募期間等について】

- 原則として１ヶ月程度とし、県のホームページへの募集要項の掲載等により広報を行っています。

【選定委員会について】

- 原則として部局単位で設置し、５名～８名程度で構成することとしました。
- 選定委員会の委員構成については、公平性を確保するため、半数以上を外部有識者とした。
- 指定管理者の選定に当たっては、最も「効果的・効率的・安定的な管理運営」に資する団体を選定することを目的として、
 - ・住民の平等な利用の確保や利用者サービスの向上
 - ・経費の縮減
 - ・適切な人員配置
 - ・一定の財政基盤の保持といった観点から審査を行うこととしました。
- 具体的な委員の選任については、各部局において施設の特性等も勘案して人選を行いましたが、外部委員として、

- ・「利用者サービスの向上等の面」から「学識経験者」あるいは「各施設分野の専門知識に明るい」委員
- ・「経費の縮減と適切な人員配置の面」では、そのバランス等を複合的に捉える必要もあることから、「効率的な経営の在り方に詳しい」委員と「良好な就業環境の形成に識見を有する」委員の２名
- ・「一定の財政基盤の保持の面」から「財務状況の分析等について専門的資格を備えた」委員（公認会計士など）以上、４名を選任することとしました。
- 申請団体の役員等を務める者は、委員に就任できないこととしました。

【選定結果の公表等について】

- 選定後速やかに申請者全員に結果を通知するとともに、ホームページで、選定委員会の委員名、申請団体名、選定された団体名、選定の理由（団体ごとの得点等）を公表します。

【協定書の締結について】

- 県議会の議決を経て、指定管理者を指定した後、指定管理者が行う業務の範囲や支払う委託料の額などについての細目的事項を定めるため、指定管理者との間で協定書を締結することとしています。

【事業報告書について】

- 指定管理者は、毎年度終了後１ヶ月以内に、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出しなければならないこととします。
- 事業報告書には、管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況、財務諸表等の団体の経営状況などを記載することとします。

【業務に関する調査等について】

- 施設管理の適正を期するため、必要に応じて指定管理者に対して、管理業務や経理状況に関する報告を求め、又は実地調査を行うこととします。
- 事業報告書の内容や業務の遂行状況から、問題があると認められる場合には、業務内容の改善などについて必要な指示を行うこととします。

【指定の取り消し・管理業務の停止について】

- 指定管理者が知事の指示に従わないときや、管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることとします。

【審査基準について】

- 次表の大項目・配点を基本として、施設ごとに詳細の項目を設定することとしました。
- 委員間で採点の基準等について意思統一を図った上で、基本的に各委員が審査・採点し、総合的な評価を行うこととしました。

項 目	配点(100 点満点)	
施設によっては特に企画事業等の充実を重視するものがあり、維持管理面の効率化あるいは経営基盤の安定度を重視する場合もありうることから、さらには、選定委員会の意見を反映する必要があるため、大項目の配点については幅を持たせたものとする。	基本配点	配点の幅
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 管理運営の基本方針 利用者サービスの向上対策 施設利用促進策 ソフト事業についてのこれまでの取り組み実績 個人情報保護・防災・非常時対応の対策 職員の育成策 など	30	20～40
効率的な管理運営（経済性の追求） 管理運営経費の縮減 増収対策 など	30	20～40
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 建物・設備等の維持管理方針 人員配置 雇用条件等の就業環境の整備 これまでの管理実績 一定の財政基盤（財務状況） など	30	20～40
その他、地域との連携や地域貢献度など 地域との連携方策 再委託業務に関する地元企業活用策 など	10	0～10

- 県民の平等な利用が図られないことが明らかな場合や、財務状況が極めて不安定な場合は、失格とする場合があります。